

(中止手数料)

第三十七条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人又は貨物引換証の所持人が責任を負わない事由によるものを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人又は貨物引換証の所持人が、貨物の積込みの行われるべきであった日の前日までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

- 一 積合せ貨物の運送にあつては、一運送契約につき五百円
- 二 貸切り貨物の運送にあつては、使用予定車両が普通車である場合は一両につき三千五百円、小型車である場合は一両につき二千五百円

解説

荷送人又は
貨物引換証の
所持人

貨物の積込みの行
われる日の前日
までに中止

中止の指図
中止手数料請求

運送請負契約

運送事業者

請負契約なので仕事が完成しない限りいつでも損害賠償を行い解除できる

- ①配車計画を立て、これに要した費用
- ②損害金の範囲
- ③当日の中止手数料

参考

民法 第 641 条 (注文者による契約の解除)

請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。

下請代金法

Q & A

【ケース 11：一方的な入札通知により業務を打ち切られました】

Q. 運送業を営む A 社 (資本金 1500 万円) は、運送業等を営む B 社 (資本金 2 億円) とは、契約書を締結した上で 15 年前から「運送継続的取引」を行っています。

今年に入り、B 社から突然、運賃等の改定の通知をされ、競争入札が行われ、一部の取引が打ち切られた結果として、B 社との月間取引額は 800 万円から 400 万円に大幅に縮小しました。